

兵庫県立西宮高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は兵庫県立西宮高等学校同窓会と称し、本部（事務局）を母校内に置く。
- 第 2 条 本会の母校とは次の学校をいう。
1. 西宮町立商業補修学校 2. 西宮町立商業実修学校
3. 西宮市立商業実修学校 4. 西宮市立西宮商業実修学校
5. 西宮市立商業学校 6. 西宮市立工業学校
7. 西宮市立山手高等学校 8. 西宮市立山手高等学校併設中学校
9. 兵庫県立西宮高等学校
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦を厚くし、共助を図り、あわせて母校との連絡を密にして母校を助成することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。
1. 同窓会名簿の発行 2. 会誌の発行（ホームページの運営）
3. 会員の会合 4. 母校の後援
5. その他本会の目的を達するのに必要な事業。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は次の会員で組織する。
1. 正会員 (ア) 母校卒業生
 (イ) 母校に在籍した者でクラス幹事 2 名以上の推薦があり、理事会が承認した者。
2. 特別会員 (ア) 母校の現本務教職員
 (イ) 理事会の承認した旧教職員

第 3 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
1. 名誉会長 母校校長を推戴
2. 会長（1名） 正会員より常任理事会が推薦し、理事会で決定する。
3. 副会長（3名） 正会員より会長が推薦し、常任理事会で承認する。
4. 常任理事（若干名） (ア) 理事より会長が委嘱し、理事会で承認する。
 (イ) 母校在籍の正会員・特別会員より会長が委嘱し、理事会で承認する。
 (校内理事と称する)。このうち 1 名が事務局長を担当する。
5. 理事 各回生のクラス幹事より若干名を互選する。
6. クラス幹事 各回生の卒業年次のクラス単位で 2 名を互選する。
7. 会計監査（1名） 正会員より会長が委嘱し、理事会で承認する。
8. 顧問 本会に特別に功労があった正会員を理事会が推挙する。
- 第 7 条 役員の職務は次の通りである。
1. 名誉会長は会務一切に亘り会長の諮問に応じる。
2. 会長は本会を代表し、会務一切を統率する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
4. 常任理事は常任理事会（事務局）を組織し、会長の委嘱を受け、庶務・会計を行う。
5. 理事は理事会を組織し、会務一切の連絡に当たるとともに、会長の諮問に応じて重要会務の審議・執行に当たる
6. クラス幹事は理事会の決定に協力し、各回生正会員に対して連絡するとともに、各クラスの会員の動静を事務局に連絡する。また、各クラス・同回生の親睦を図ること。
7. 会計監査は毎年 1 回以上本会の会計を監査する。
8. 顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、常任理事会・理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第 8 条 役員の任期は 4 年とする。ただし再選を妨げない。また、クラス幹事・理事が交代する場合は速やか

に事務局に連絡する。

第 4 章 総会・常任理事会・理事会

- 第 9 条 総会、常任理事会及び理事会は、会長が招集する。会長は、毎年 1 回、定時総会を招集しなければならない。また、会長は、必要と認めたときは、隨時、臨時総会を招集することができる。
- 第 10 条 総会は、会長から当該年度の収支決算及びその他の報告を受けるとともに、会則の変更その他重要な会務の議決をする。ただし、総会の開催が困難な場合は、理事会がこれに変わる。
総会、常任理事会及び理事会における議決は、全て多数決による。
- 第 11 条 本会会則の変更は理事会の同意により総会の承認を経ることを要するものとする。ただし、緊急事項は理事会の同意のみによってこれを行うことができる。

第 5 章 会 計

- 第 12 条 本会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 13 条 正会員は、終身会費として金 6,000 円を納付するものとする。正会員になり、一旦納付された会費は理由の如何にかかわらず、返還しない。
- 第 14 条 本会の会費は毎年その一部を基本財産として蓄積し、その残額および利息収入をもって会務の支弁を行うものとする。管理規則は別に定める。
- 第 15 条 本会の資産は理事会にて承認した銀行に会長の名義で保管するものとする。

第 6 章 補 則

- 第 16 条 本会役員はすべて無給名誉職とする。ただし場合により理事会の決議により会長の承認を得て、相当の報酬を支給することがある。
- 第 17 条 会員でその住所および一身上に異動が生じた時は、直ちに母校内の本部宛にその旨を通知すべきものとする。
- 第 18 条 西宮市以外に在住する会員の承認を経て本会支部を設けることができる。ただし、支部規定は別に定める。
- 第 19 条 支部はその設置廃合は勿論、会合等支部状況をその都度母校本部に報告するものとする。

(平成 26 年 5 月 17 日改定)